日本政策金融公庫

中小企業事業のご案内

2013



UFC 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫 2013中小企業事業のご案内

C O N T E N T S

1	日本政策金融公庫の概要				
2	本部長メッセージ				
3	中小企業事業のプロフィール				
6	中小企業事業の役割と特色				
П	6	民業補完機能の発揮			
	8	信用補完機能の発揮			
	10	政策性の発揮			
	10	災害復興支援			
	11	セーフティネット機能の発揮			
	12	新たな事業への取組み支援			
	13	海外展開企業への支援			
	16	企業再建·事業承継支援			
	18	新連携・地域資源活用・農商工連携			
	19	証券化支援			
	20	情報提供・ネットワークの活用			
	20	経営課題の解決支援			
	23	ネットワーク構築支援			
	23	地域金融機関との連携			
	25	企業成長における中小企業事業の貢献			
	26	公庫のイノベーションTree			
28	業務の	のご案内			
	28	融資業務			
	34	信用保険業務			
	36	証券化支援業務			
37	実績	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
39	店舗				

(注)本誌の計数について

^{1.} 単位未満の計数

年近不周少日3x 件数及び金額の単位未満は切り捨てています。 また 比密(%)は原則として表示前板を加発五入しています。したがって 合計欄の計数は

一致しないものがあり。
2. 表示方法
単位に落たたい場合は「OLE 該当物学のない場合は「―LE事示しています

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫のプロフィール(平成25年3月31日現在)

●名 称:株式会社日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)

●発足年月日:平成20年10月1日

●根拠法:株式会社日本政策金融公庫法●本店:東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

●総 裁:安居 祥策(やすい しょうさく)

●資本金等:資本金 3兆4,550億円

準備金 2兆1,784億円

●支 店 等:国内 152支店

海外駐在員事務所 2カ所

●職 員 数:7,361人(平成25年度予算定員)

総融資残高:21兆7,505億円

国民生活事業 7兆2,482億円 農林水産事業 2兆6,268億円

中小企業事業 6兆4,592億円(融資業務)

危機対応円滑化業務 5兆3,620億円 特定事業等促進円滑化業務 541億円

経営理念(基本理念)

→政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

⇒ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。 さらに、継続的な自己改革に取組む自律的な組織を目指します。



日本政策金融公庫の主な業務 国民生活事業 国民一般向け業務 業務内容 小□の事業資金融資 創業支援·地域活性化支援 ■国の教育ローン、恩給・共済年金 等を担保とする融資 シナジー効果 中小企業事業 農林水産事業 農林水産業者向け業務 地域経済の活性化支援 中小企業者向け業務 お客さまの成長の支援 業務内容 業務内容 中小企業のグローバル化支援 ●担い手を育て支える農林水産業者向け融資 中小企業への長期事業資金の融資 食の安全の確保、農食連携を支える イノベーション支援・海外展開支援・再生支援 食品産業向け融資 • 信用保証協会が行う中小企業の コンサルティングやビジネスマッチング 借入等に係る債務の保証についての 保険の引受け等 等の経営支援サービス 危機対応等円滑化業務 ●主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時に おいて、指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う業務

低炭素投資促進法に基づき、指定金融機関に対し貸付けを行う業務

●産活法に基づき、指定金融機関に対し貸付けを行う業務

日本政策金融公庫中小企業事業本部は、リーマン・ショック以降の経済危機や東日本大震災など自然災害に対する政府の強力な対策の下、融資業務と信用保険業務の両輪により、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを全力で支えるというセーフティネット機能の役割を担い、平成24年度においては約11兆円の金融支援をしてまいりました。

融資業務におきましては、東日本大震災復興特別貸付により、東日本大震災の被災地域の本格復興に向けた支援に努めたほか、セーフティネット・再生融資により、厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰り支援や事業再建に積極的に取り組みました。

また、中小企業の皆さまの海外展開につきましては、平成24年度に新たに国際業務部を設置し、海外展開資金を活用した資金支援や海外駐在員事務所による現地での経営支援のほか、「スタンドバイ・クレジット制度(信用状発行業務)」を創設し、アジア主要各行と業務提携契約を締結し、現地金融機関からの資金調達ニーズへの取組みを開始しました。

さらに、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジに対する支援を充実するため、専門部署(新事業室)を設置し、イノベーション支援に積極的に取り組みました。

加えて、新事業へのチャレンジや事業再生に向けた取組みに対し、各種の特別貸付制度のほか、資本性ローンを積極的に活用して支援しました。

こうした取組みの結果、平成24年度の中小企業 向け融資業務の貸付実績は、2.0兆円となりました。

信用保険業務におきましては、全国の信用保証協会との連携を密にし、「東日本大震災復興緊急保証」に加え、「経営安定関連保証」や「借換保証」等に係る保険引受を実施し、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに支障を来たさないよう、取り組んできました。平成24年度の信用保証の保険引受額は9.3兆円、全体の引受残高は約32兆円となっております。



今後におきましても、東日本大震災への対応のほか、地域経済を支える中小企業・小規模企業の皆さまの新事業展開、海外展開、事業再生、環境対応など様々な取組みに対しまして、引き続き全力で支援を行ってまいります。

また、お客様サービスの向上のため、引き続き国 民生活事業、農林水産事業と連携し、「総合力」を発 揮した融資の実施や有益な情報提供などサービス の強化に取り組んでまいります。

日本における中小企業は約420万社で、全企業数の99.7%、全従業員の約70%を占めており、わが国経済の発展基盤であるとともに活力の源泉であります。日本経済再活性化のためには、地域に雇用と付加価値を生む中小企業が元気になることが不可欠です。今後とも、政策金融機関としてしっかりその機能を発揮し、日本公庫があって良かったと一人でも多くの方に言ってもらえるよう、「頼れる公庫」を目指して役職員一同邁進してまいります。

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業本部長 **豊永 厚志** 日本公庫中小企業事業は、昭和28年8月に設立された中小企業金融公庫の業務を引き継いでいます。

当事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

業務内容

融資業務

中小企業の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、 民間金融機関が供給することが難しい長期固定金利の事業 資金を安定的に供給しています。

- ■中小企業者に対する貸付
- ■中小企業者が発行する社債(新株予約権付)の取得
- ■中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する 貸付
- ■中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化(証券化・自己型

証券化支援業務

中小企業の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

平成24年度事業実績

▶融資業務

貸付額2兆973億円
直接貸付・・・・・2兆957億円
代理貸付・・・・・・5億円
設備貸与·投育貸付·····10億円
貸付残高6兆4,592億円
直接貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6兆4,291億円
代理貸付・・・・・・ 239億円
設備貸与·投育貸付·····62億円

▶証券化支援業務

貸付債権元本総額

買取型、保証型及び売掛金債権証券化等の実績はない 信託受益権等保有残高、保証債務残高

買取型(信託受益権等保有残高)・・・・・・・・3億円 保証型(保証債務残高)・・・・・・・・・・1億円

信用保険業務

中小企業の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、 信用保証協会が行う中小企業の皆さまの借入などに係る債 務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- ■信用保証協会が行う中小企業者の借入などに係る債務の 保証についての保険
- ■信用保証協会に対する貸付
- ■破綻金融機関等関連特別保険等業務
- ■機械保険経過業務^(注)

平成24年度事業実績

▶信用保険業務

保険引受額·貸付額

中小企業信用保険・・・・・・・・・9兆3,662億円 信用保証協会に対する貸付、破綻金融機関等関連特別保 険等の実績はない

保険引受残高·貸付残高

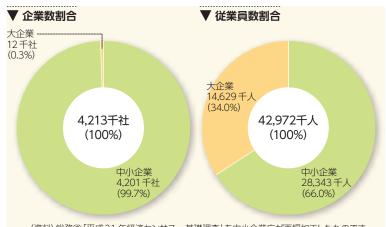
中小企業信用保険・・・・・・・・・32兆4,710億円 破綻金融機関等関連特別保険等・・・・・・・0億円 機械類信用保険^(注)・・・・・・・・・・62億円 信用保証協会に対する貸付の残高はない

(注)機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務(機械保険経過業務)を行っています。

♦わが国における中小企業の地位

わが国では、全企業の99%を中小企業が占め、全従業員の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。

また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆さまには大きな期待が寄せられています。



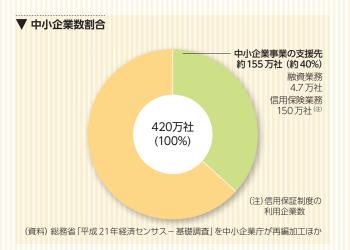
(資料)総務省「平成21年経済センサスー基礎調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

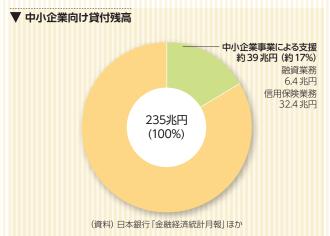
中小企業事業の支援先

わが国では、全企業の99%を中小企業が占めており、その存在は日本経済の活力の源泉であるとともに、地域経済を支える大きなものとなっています。また、一口に中小企業と言っても、そこには多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様は実に

様々です。

中小企業事業では、これら多様な中小企業の皆さまに 対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を 活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い 支援を行っています。





中小企業事業は、中小企業者のうち約155万社(約40%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業向け貸付残高のうち約17%を占めています。

→中小企業事業の支援先の特徴

融資業務

■利用先数(直接貸付)・・・・・・・・・・4.7万社 24年度融資分の平均像 1企業あたりの平均融資金額・・・・・・106百万円 平均融資期間・・・・・・・・・・7年00ヶ月 平均資本金・・・・・・・・・・・・・・・・・・48百万円

■融資残高の約80%が従業員20人以上、約90%が資本 金1,000万円以上の先

平均従業員数・・・・・・・・・・ 76人

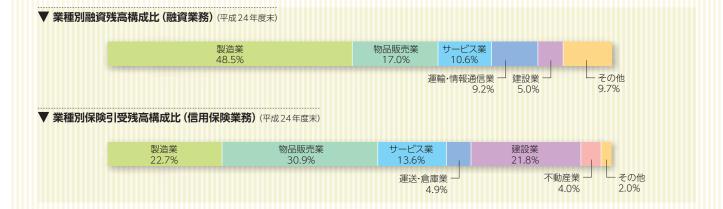
■製造業を中心(24年度末融資残高の約50%)に幅広い 業種をカバー

信用保険業務

- ■利用先数・・・・・・・・・・・・・・150万社 (注) 24年度保険引受分の平均像 1企業あたりの平均保険引受額・・・・・・17百万円 平均保険期間・・・・・・・・・・・・・・・・4年10ヶ月
- ■保険引受残高の約70%が従業員20人以下、約65%が 資本金1,000万円以下の先
- ■幅広い業種をカバー (注)信用保証制度の利用企業数

(注)実績は、平成25年3月31日現在のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)4.7万社の従業員は約266万人(平成25年3月31日現在)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。



中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、経営革新、事業再生、海外展開など、リスクが高く民間金融機関が取り組みにくい分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。また、景気低迷の影響により融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の貸出を量的にも補完しています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業の皆さまの成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。



中小企業事業の役割と特色

民業補完機能の発揮

長期資金の安定供給により 民間金融を質と量で補完しています。

長期資金を専門に取り扱っています

中小企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な 設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であ り、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

しかし、中小企業は資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

中小企業事業では、民間金融機関が融資しがたい長期 資金を専門に取り扱っており、融資の過半数が期間5年超 の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利と なっています。

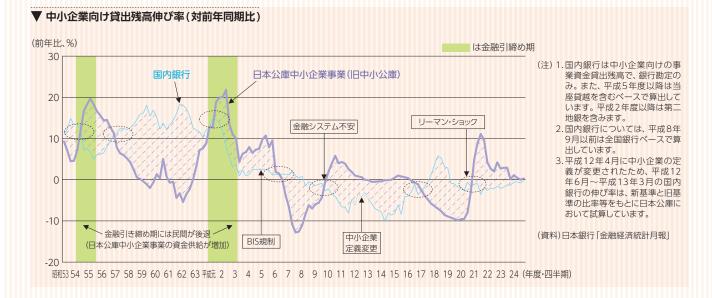
当事業は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、 わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆さま の長期資金ニーズに応えています。



事業資金を安定供給

中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期 (バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期) には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小企業事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動 を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという 見地から、中小企業の皆さまに事業資金を安定的に供給 しています。

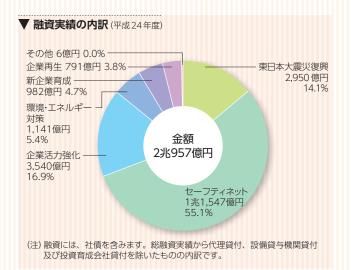


時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、ベンチャー、事業再生、海外展開、セーフ ティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、災 害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金 融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供 給して政策誘導を行うために設けられているものです。

平成24年度においては、東日本大震災からの本格復 興や世界的な金融危機に対し、セーフティネット機能を機 動的に発揮し、経営環境の悪化により資金繰りに困難をき たしている中小企業の皆さまを全力で支援しました。





及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

会経済・社会の動きと中小企業事業が果たした役割

	経済・社会の動き		— 中小企業事業の果たした役割 ~特別貸付の実績 ^(注) ~ —
昭和39(1964)年	オリンピック東京大会開催	1960~	輸出製造業向け貸付・・・・・・77億円(昭和39年度)
昭和45(1970)年	万国博覧会、大阪で開幕	1970~	近代化促進貸付 · · · · · · · · · 355億円(昭和45年度)
昭和60(1985)年 平成元(1989)年	プラザ合意〜急激な円高が進行 消費税導入	1980~	国際経済調整対策等特別貸付 ·····1,862億円(昭和61年度) 消費税導入円滑化貸付 ······3,325億円(平成元年度)
平成7(1995)年 平成9(1997)年	阪神・淡路大震災、大災害をもたらす 北海道拓殖銀行、山一證券 破綻	1990~	災害復旧貸付 · · · · · · · · · · · · · 1,071億円(平成7年度) 金融環境変化対応特別貸付 · · · · · · 3,369億円(平成10年度)
平成17(2005)年 平成18(2006)年 平成19(2007)年 平成20(2008)年	ペイオフ全面解禁 ゼロ金利政策の解除 米国のサブプライム問題発生 米リーマン・ブラザーズが経営破綻	2000~	IT活用促進資金・・・・・・・1,593億円(平成16年度) 地域活性化・雇用促進資金・・・・・2,151億円(平成17年度) 新事業活動促進資金・・・・・1,252億円(平成19年度) セーフティネット貸付・・・・9,258億円(平成20年度) 28,186億円(平成21年度)
平成23(2011)年	東日本大震災、大災害をもたらす	2010~	セーフティネット貸付・・・・・・22,038億円(平成22年度) 東日本大震災復興貸付・・・・・12,155億円(平成23年度) (注)貸付制度名は、取扱い終了時または平成25年3月31日現在のものです。

返済条件緩和に柔軟に対応し、民間金融機関とともに金融円滑化への取組みを推進

中小企業事業では、政策金融機関として、資金繰りにお 困りのお客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件 の緩和に柔軟に対応しています。また、民間金融機関と の連携を深めつつ、内部体制の整備やお客さまへの周知 などを徹底し、金融円滑化への取組みを一層推進してい ます。

信用補完機能の発揮

信用保証制度と一体となり、 中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入または社債の発行などにより事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)などに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入な

どの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

▼信用補完制度概略図



(注)信用保証協会

- 信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入などによる債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

中小企業の約4割が信用補完制度を利用

平成25年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など(保証債務残高)は約32兆円で、中小企業向け貸出しの約13%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約150万の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の約36%が信用保証

制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。



信用補完制度は、 国の経済対策などにおける重要な施策として活用されています。

急激な環境変化に即応したセーフティネット機能を発揮

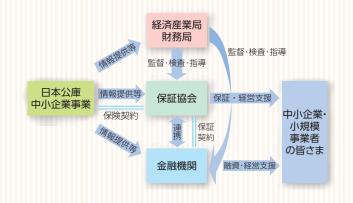
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び 助成に関する法律」に基づく「東日本大震災復興緊急保 証」、昨今の経済・金融情勢を踏まえた「セーフティネット 保証」が全国の信用保証協会で実施され、中小企業事業 では当該保証について保険を引き受けることにより、東日本大震災、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響により資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達に貢献しています。



信用補完制度の持続的な運営基盤の確立に向けた保証協会など関係機関との連携強化

中小企業事業では、信用保証協会、経済産業局などへの情報提供や意見交換などを通じ、関係機関との緊密な関係を構築しつつ、健全な制度運営の推進を図っています。

今後も、金融円滑化法終了の影響などによる保険引受 リスクの高まりを踏まえ、持続可能な制度運営に向けた取 り組みに係る連携を推進します。



政策性の発揮災害復興支援

災害による被害を受けた中小企業の皆さまの 復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

▼ 災害復興支援の貸付状況(平成25年3月末までの累計)

発生時期		災害名	→ +> \ph <<< \\ \	貸付実績	
年	月	火舌石	主な被災地	件数	金額(億円)
平成7	1	阪神·淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	7	豪雨災害	福井県	38	9
	10	豪雨及び暴風雨災害	京都府、兵庫県	35	7
	10	中越地震	新潟県	135	37
平成19	7	新潟県中越沖地震	新潟県	25	4
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	21,887	15,190

東日本大震災への対応

東日本大震災で被災された中小企業の皆さまの復旧支援・事業再開に向け、以下の対応をしています。

- 1 全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小企業の皆さまからの融資相談及び返済相談に対応しています。
- 2 本災害により特に著しい被害を受けられた中小企業の皆さまに対し、「災害復旧貸付」の利率引下げを実施しています。
- 3 東日本大震災に端を発した計画停電の影響や福島県の原発問題に伴う風評被害などにより、中小企業の皆さまの経営環境の悪化が懸念されることから、一定の要件に該当する方には、利率引下げの措置などを実施しています。
- 4 本災害により被災した中小企業の皆さまからの返済相談については、被災者の皆さまの個別の状況を踏まえた親身な応対と負担の軽減に努めています。

東日本大震災復興特別貸付

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を平成23年5月23日から実施してします。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一

本化し、融資限度額や金利引き下げ措置などを大幅に拡充したものです。直接・間接的に被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

利用対象者(注1)	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率
◆震災により直接被害を受けた方 ◆原発事故に係わる警戒区域等 ^(注2) 内に事業所を有する方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ●基準利率より0.5%引下げ ●融資後3年間は、1億円まで基準利率より 1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引 がある方)	3 限门(加件)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ●基準利率 ●融資後3年間は、3千万円まで基準利率より 最大0.9%引下げ
その他震災の影響により、売上等が 減少している方など(風評被害等に よる影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	基準利率

⁽注1)特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方。

⁽注2)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

政策性の発揮 セーフティネット機能の発揮

経営環境や金融環境の変化などに対応し、 中小企業の皆さまの資金繰りを支援しています。

セーフティネット貸付の融資実績

平成24年度は、東日本大震災の被災地域の本格復興に向けた対応に加え、円高、自然災害等の発生の影響により厳しい状況にある中小企業の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

平成24年度の「セーフティネット貸付(震災セーフティネットを含む)」の融資実績は、19,428件(前年度比86.4%)と減少したものの、経済危機前(平成19年度)との比較では、件数で182.2%となっており、経営環境の変化に伴うセーフティネット需要に、適切に対応しました。



▼ セーフティネット貸付の概要

ご融資の種類	ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一 時的に売上の減少等業況悪化を来している方	7億2千万円	運転資金5年以内(特に必要な場合8年 以内)
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに 困難を来している方	3億円 (別枠)	設備資金15年以内
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難を来している方	1億5千万円 (別枠)	運転資金5年以内(特に必要な場合8年 以内)

⇒特別相談窓口を設置し、中小企業の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

当事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業の皆さまか

らの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

▼ 現在設置中の主な特別相談窓口(平成25年6月現在)

	窓口数	主な窓□名	設置年月
災害関連	8	平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口	平成23年11月
	0	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
その他	5	エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓□	平成24年2月
		円高等対策特別相談窓口	平成22年9月
		『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓□	平成21年1月

政策性の発揮新たな事業への取組み支援

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを 積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が 見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタート(平成12年2月)してからの累計実績は5,981社・2,575億円にのぼっています。(平成25年3月末時点)

→資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特例」)は、 新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間7年、10年または15年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに直近決算の業績に応じた利率が適用されるほか、本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。

→新株予約権付融資(株式公開基準)の利用状況

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する制度があります。

年 度	Ŧ	平成2	22年度	平成	23年度	平成2	24年度
融資社数 金額		653社	246億円	636社	231億円	686社	283億円
(うち知則 活用 ^(注))	才	354社	123億円	361社	130億円	398社	159億円

(注) 知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知的財産権(特許権、実用新案権等) を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

▼ 資本性ローン(新事業型)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社数	98社	142社	241社
金額	43億円	44億円	134億円

▼ 新株予約権付融資

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社数	18社	14社	16社
金額	6.3億円	5.8億円	5.2憶円

資本性ローン、新株予約権付融資を活用した無担保融資でイノベーションの担い手となる中小企業を支援



厚木支店中小企業事業は、新事業に取り組む工業計器製造業者である株式会社インテリジェントセンサーテクノロジーに対して、「新事業育成資金」を活用した融資を実施しました。本件においては、資金繰り安定化を図りつつ資本を増強するための資本性ローンと、当公庫が取得した新株予約権を、株式公開時に時価で企業の経営者などが買い戻す仕組みを活用した新株予約権付融資制度を同時に活用しております。

同社は、九州大学での研究成果を基に、(独)科学技術振興機構(JST)(注)の支援を受けながら、製品の改

良を行い、これまでに官公庁や大手食料品メーカー等に対し、約300台以上の販売実績があります。同社の味覚センサーでは、苦味、うま味、雑味、キレといった最大11種類の味覚項目を数値化し、味を測ることが可能で、今後については、大手医薬品メーカーや食料品メーカーのマーケティング部門等からの受注増加が見込まれ、高い成長が期待されます。

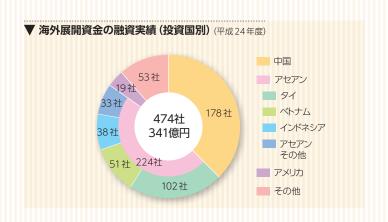
(注)日本公庫とJSTは、産学連携活動等に基づく新産業の創出や中小・ベンチャー企業の成長・発展を支援するため、平成23年8月29日に「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

政策性の発揮海外展開企業への支援

海外展開する中小企業の皆さまを 資金と情報の両面から積極的に支援しています。

海外展開資金の融資実績

中小企業事業では、約5,600社のお取引先現地法人が海外で活躍しており、中小企業の皆さまの海外展開を支援する「海外展開資金」に積極的に取り組んでいます。平成24年度の実績は474社、341億円となっており、多くの中小企業の皆さまにご利用いただいております。



スタンドバイ・クレジット制度による現地流通通貨建て資金調達の支援

中小企業事業では、平成24年度からスタンドバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外金融機関との業務提携を行っております。

スタンドバイ・クレジット制度について

スタンドバイ・クレジット制度は、中小企業の皆さまの 海外現地法人等が、公庫と提携する海外金融機関から 現地流通通貨建て長期資金の借入れを行う際、その債 務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット (信用状)を発行することで、円滑な資金調達を支援するものです。本制度をご活用いただくことで、現地流通通貨の調達や為替リスクの回避、海外金融機関が有する各種金融サービスの利用を図ることができます。

提携先海外金融機関^(注)(国名の五十音順)

国名	海外金融機関名
インドネシア	バンクネガラインドネシア
シンガポール	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
タイ	バンコック銀行
大韓民国	國民銀行
フィリピン	メトロポリタン銀行
ベトナム	ベト・イン・バンク
マレーシア	CIMB銀行

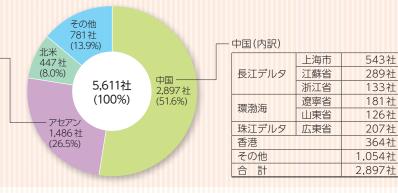
(注)平成25年6月末日時点。提携先は、順次拡大予定。

<スタンドバイ・クレジット制度の仕組み図>



▼ 中小企業事業のお取引先現地法人数 (平成25年3月末)





海外駐在員事務所や海外関係諸機関と連携し、 海外展開に関する経営課題の解決支援や、国内・海外のセミナー、商談会の開催などにより、 中小企業の皆さまの海外におけるビジネスチャンス拡大をサポートしています。

海外経営課題の解決支援

中小企業事業では、海外駐在員事務所 (バンコク、上海) や海外関係諸機関と連携し、中小企業の皆さまの海外展開に おける経営課題の解決支援を行っております。

経営課題の解決に向けた支援事例(上海駐在員事務所)

経営課題

表面保護フィルムの技術を利用して、老人介護関連製品(おむつ処理機)を開発したA社は、今後事業展開を図るうえで販売市場の開拓に課題を抱えていました。検討の結果、13億の人口を持ち、かつ急速に高齢化を迎えている中国が新たな販売市場の候補として挙がり、中国での現地法人設立手続き等について、中小企業事業の取引支店に情報提供の依頼がありました。

支援内容

中小企業事業の取引支店の勧めにより、A社は上海駐在員事務所を訪問し、現地法人設立手続き等につき説明を受けました。その後、展示会に出展するなど市場調査を実施した結果、まずは情報収集の拠点として事務所を設置することとなり、中小企業事業では、A社に対して融資(「海外展開資金」)を実施しました。

海外の中小企業支援機関との連携

→APEC域内中小企業支援金融機関との連携

APEC域内の中小企業支援金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイ中小企業開発銀行 (SME銀行)、など域内13金融機関でAPEC MOU (注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、中小企業の支援策などについての情報交換を行っています。

(注)アジア太平洋協力会議 (APEC) 域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に 関する覚書



第9回APEC MOU 年次会合(マニラ)

⇒ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など16機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。

ACSIC創設25周年の節目となる第25回会議は日本公庫と全国信用保証協会連合会の共催により11月に横浜で開催されました。今回は9カ国1地域15機関から120名が参加し、盛大な会議となりました。

また本会議では、各加盟機関が抱える信用補完制度の将来へ向けた課題を記録した記念誌『ACSIC25年のあゆみ』を刊行しました。



第25回ACSIC会議(横浜)



日本国内における海外展開セミナーの開催

平成24年7月、名古屋支店中小企業事業は、地域金融機関、中小企業基盤整備機構と連携し、「海外展開セミナー」を開催しました。

本セミナーでは、中小企業基盤整備機構による「ミャンマーの経済状況とビジネス環境」をテーマとした講演や、また各機関から中小企業の海外展開に対する支援制度の説明が行われました。



名古屋支店 海外展開セミナー

海外におけるビジネス商談会、交流会の開催

→日タイビジネス商談会

中小企業事業は、お取引先現地法人と地場企業のビジネスマッチングの場として、タイの中小企業向け政策金融機関であるタイ中小企業開発銀行(SME銀行)と共同で、バンコクにおいて、ビジネス商談会を開催しています。7回目となった平成25年2月の商談会では、昨年に続き、盤谷日本商工会議所の協力を得て開催。SME銀行が紹介するISOなどの公的資格を有する地場企業などと、お取引先現地法人あわせて129社が参加し、活発な商談が行われました。

⇒台湾取引先現地法人交流会

中小企業事業では従来、お取引先現地法人の経営課題解決支援及び交流・情報交換の場として、中国主要都市(上海、大連等)でセミナー・懇親会を開催してきました。 上海に駐在員事務所を開設(平成23年9月)したことを契機に開催地を拡大し、平成24年11月、公益財団法人交流協会台北事務所及び台北市日本工商会の後援を得て、台湾にて初めてのセミナーを開催しました。本セミナーでは、「労務管理のノウハウ」「企業組織論」について各専門家が講演を行い、約40名が参加しました。



ビジネス商談会の様子



セミナーの様子

政策性の発揮 企業再建・事業承継支援

中小企業の再生や事業承継に向けた取組みを資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生、経営再建や事業承継に 取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再 生貸付」に積極的に取り組んでいます。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資社数	844社	808社	948社
金額	582億円	646億円	791億円

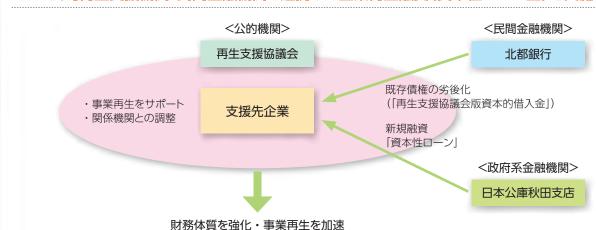
公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成24年12月末までに再生計画策定支援を完了した3,584社のうち、中小企業事業は約3分の1にあたる1,217社の支援に関与しました(平成24年12月末現在の累計実績)。

中小企業再生支援協議会の 再生計画策定完了案件数	日本公庫中小企業事業が 支援に関与した案件数(累計) うち融資による支	
(累計)		
3,584社	1,217社(33.9%)	213社

(注)平成24年12月末時点

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して企業再生融資(資本性ローン型)を実施



秋田支店中小企業事業は、秋田県中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行っている運送業者に対して、資本性ローン型の「企業再建・事業承継支援資金」を適用し、融資を実施しました。

なお、本件では、地元地銀(北都銀行)と協調融資を

行っており、本融資の活用により、同社の財務体質が 強化され、民間金融機関及び協議会と連携した支援を 実施することで同社の再生を加速させていきます。

中小企業事業は、今後とも中小企業の皆さまの事 業再生を積極的に支援していきます。

▼ 再生支援の実績

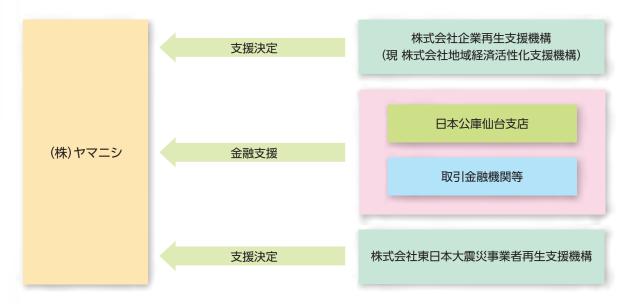
			(a) 23年度 実績	(b) 24年度 実績	(b)÷(a) 前年 同期比
貸出	出条件緩和先の正常化に向けた	_支援	191社	466社	244%
	(1)貸付対応による正常化支払	爰	21社	61社	290%
	(2)金融支援手法活用による 再生支援	DDS ^(注1) 等による抜本再生	21社	72社	343%
		金利減免等による再生	112社	264社	236%
		8者区分のランクアップに伴う融資先の の改善、金融機関からの支援の強化)	37社	69社	186%
	営改善計画策定支援 関客企業による主体的な策定の	支援>	_	677社	-

- (注1)債務の一部を金融検査マニュアル上自己資本とみなせる資本的劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法
- (注2)実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略

再生支援の実例(DDS)

株式会社ヤマニシは、東北地区トップクラスの事業 規模を誇る造船・船舶修理業者です。東日本大震災に より生産設備、建造中の仕掛船舶等に多大の被害を受 け、経営環境は極めて厳しい状態に陥っておりました。 このため、株式会社企業再生支援機構(現株式会社 地域経済活性化支援機構)による支援決定の下、取引 金融機関は事業再生計画に基づく金融支援を実施し ており、日本公庫は新造船事業の復旧に必要な設備資金を供給するとともに、既往債務のDDS (デッドデッドスワップ) にも取り組み、同社の復旧を更に後押ししております。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定の下、同機構が船舶事業の復旧に必要な出資も実施しております。

<支援スキーム図>



DES機能の追加について

平成25年6月に株式会社日本政策金融公庫法が改正され、再生に取り組む中小企業の皆さまへの支援を強化するため、DES (Debt Equity Swap:債務の株式化)機能を追加しました。

DESとは、企業の債務 (デット) を資本 (エクイティ) に交換する (スワップ) ことです。 再生の見込みがある

企業に対する貸付金を株式に振り替えることで、その 企業の財務内容を改善し、事業再生を促進するもの です。

中小企業再生支援協議会の関与等公正な手続きの もと、民間金融機関等と協調してDESを実施できる方 が支援の対象となる予定です。

政策性の発揮 新連携・地域資源活用・農商工連携

異分野の中小企業と連携した事業活動(新連携)、地域産業資源を活用した事業活動、 中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動(農商工連携)を積極的に支援しています。

新連携・地域資源活用支援・農商工連携支援融資の実績

中小企業事業では、異分野の中小企業と連携した事業活動 (新連携)、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動 (農商工連携)などを支援する 「新事業活動促進資金」に積極的に取り組み、地域の活性化を支えています。

▼ 平成24年度融資実績

	新連携	地域資源活用支援	農商工連携支援
融資社数	50社	41社	43社
金額	6億円	2億円	3億円

新連携により新たな事業を開拓する中小企業を支援

中小企業事業では、「新連携支援融資」(制度名:新事業活動促進資金<新連携関連>)を、電子黒板やタッチパネルのメーカーであるA社に適用し、融資を実施しました。

本新連携計画は、A社を含めた中小企業者3社を構成メンバーとする連携体が、低価格で国際的な競争力を持つタッチパネルの製造販売に取り組むものです。

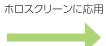
中小企業事業において、新連携計画の認定取得を要件とする本特別融資の適用を決定し、融資を実施しました。

A社では、台湾、中国のパソコンメーカーや電子黒板メーカーへの出荷が始まっており、販売拡大が期待されます。

大型スクリーン向けカメラ方式タッチパネル

カメラ方式の基本原理上部両端のふたつのセンサーを利用した三角測量方式により、効率的かつ精度が高く座標を拾える方式です。







ホロスクリーン用タッチパネル

政策性の発揮証券化支援

証券化手法を活用し、中小企業の皆さまへの 無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企 業向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用

しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から平成25年3月末までの累計で延べ161の金融機関と連携して、延べ7,439社の中小企業の皆さまに対する2,188億円の無担保資金の供給を支援しました。

▼ 資金供給の状況(平成16年7月~平成25年3月末までの累計)

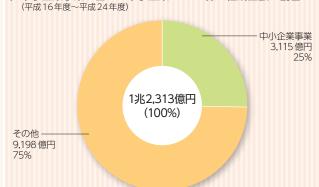
		買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	自己型(注1)	合計
組	 成件数	10件	4件	6件	7件	22件 ^(注2)
社	数	2,317社	2,814社	2,308社	1,752社	9,191社
金	額	538億円	707億円	944億円(注3)	926億円	3,115億円
参	11金融機関	89機関	65機関	7機関	_	161機関
	都市銀行	1機関	_	2機関	-	3機関
	地銀·第二地銀	36機関	20機関	-	-	56機関
	信用金庫	46機関	42機関	1機関	-	89機関
	信用組合	6機関	3機関	-	-	9機関
	その他	-	_	4機関	_	4機関

- (注1)日本公庫自らが貸し付けた貸付債権または取得した社債を証券化する業務。
- (注2)全27件のうち5件は買取型と自己型の合同組成。
- (注3)貸付債権元本総額を表示。保証実績は661億円(貸付債権元本総額944億円の7割保証)。

◆CLOマーケットの整備・発展に貢献しています

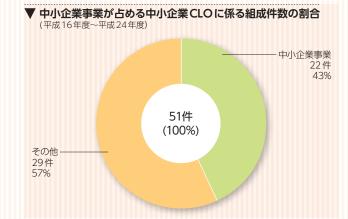
中小企業事業の証券化支援業務による中小企業CLO (中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担保 証券等)の発行規模は、本業務を開始した平成16年度以 降、累計2,817億円^(注4)に上っています。





中小企業事業は中小企業CLOの組成に努め、発行時及び期中での情報開示も積極的に行いながら、CLOマーケットの整備・発展に貢献しています。

(注4)中小企業事業及び参加金融機関が保有している部分を除いた金額。



情報提供・ネットワークの活用 経営課題の解決支援

継続的な経営課題の解決支援を通じて、お取引先の成長・発展をサポートしています。

フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

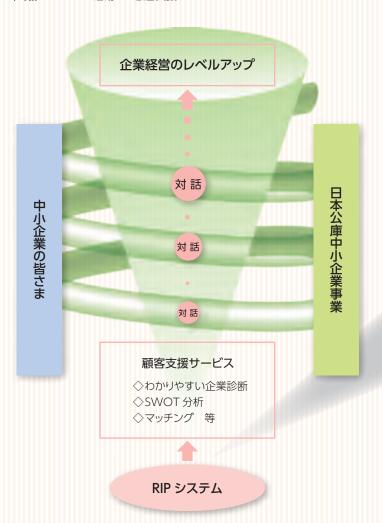
中小企業事業は、融資時だけでなく融資後においても、 経営者の方とのフェース・ツー・フェースの対話を通じて 個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展してい くために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを 継続的に行っています。

当事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関する ノウハウや全国約5万社のお取引先の情報をデータベー ス化した独自のシステム [RIP^(注)システム] を構築し、顧客 支援サービスに活用しています。

当事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば"オーダーメイド"の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お取引先の皆さまをバックアップしています。

(注) RIPとは、お取引先との対話を通じ、信頼関係 (Relationship) を深めつつ、お取引先と日本公庫中小企業事業の知恵 (Intelligence) を活かし、積極的な提案 (Proposal) を行うことで、中小企業の皆さまの成長・発展を支援しようとする当事業の姿勢を表現したものです。

▼ RIPシステムを活用した顧客支援サービス



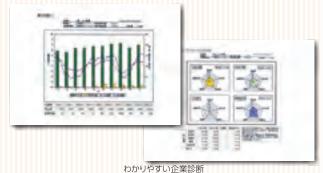
▼ 平成24年度実績

主要なもの	件
わかりやすい企業診断	35,364
SWOT分析	11,965

顧客支援サービスの内容

◆わかりやすい企業診断

中小企業事業のお取引先約5万社のデータに基づく同 業者比較、決算データの時系列分析、損益分岐点分析、 付加価値分析など、お取引先の財務を多面的な角度から 分析する「わかりやすい企業診断」を提供しています。



⇒SWOT分析

企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(weakness) 事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat) を明確化したSWOT分析により、お取引先の経営戦略策 定をサポートしています。



SWOT分析表

→経営に役立つ情報の提供

「経営情報」や「JFC中小企業だより」を発行し、お客さ まに役立つ情報を随時ご提供しています。

経営情報

中小企業施策や制度融資のご案内、海外展開に関する 情報など、企業経営に役立つトピックスをコンパクトにま とめたリーフレットです。

JFC中小企業だより

特徴ある企業へのインタビュー記事や総合研究所の調 査資料など、経営の参考になる情報がカラーで見やすく 掲載された情報誌です。



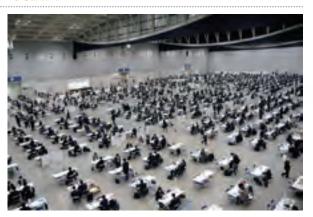


マッチングサービス

日本公庫は、国民生活事業、農林水産事業、中小企業 事業がそれぞれ保有する専門的なノウハウやネットワーク を相互に活用したビジネスマッチングを推進しています。 中小企業事業のお取引先同士だけではなく、国民生活 事業や農林水産事業のお取引先とのマッチングも、商談 会等の開催などにより、積極的にサポートしています。

全国ビジネス商談会

中小企業事業では、平成25年2月27日、パシフィコ横浜にて「全国ビジネス商談会」を開催しました。本商談会には、中小企業事業のお取引先だけではなく、国民生活事業や農林水産事業、さらに協賛機関である沖縄振興開発金融公庫のお取引先も加わり、北海道から沖縄まで、全国の多様な業種の企業716社、1,709名が参加しました。今回の商談会では、日本貿易振興機構(JETRO)との連携により、①海外展開セミナーの開催、②インド、シンガポール等から電子・電機、機械関連の海外バイヤー招聘による商談機会の提供などにも取り組みました。参加企業からは「全国各地の企業と商談ができ満足している」、「海外展開セミナーに参加し、ASEANの現状がよく理解できた」などの声が寄せられました。



インターネットビジネスマッチング

日本公庫では、マッチングサービスを一層充実させるため、日本公庫のお客さまにインターネットを通じて、販売先や原材料の仕入先確保などのビジネスチャンスを広げていただくための場をご提供するサービスを開始しました。

本サービスは、会員登録をしたお客さまが、売りたい商品・サービス情報や、買いたい商品・サービス情報を登録してニーズが合致した他の会員と商談できるほか、登録されている商品・サービス情報等を自由に検索して、新たなビジネスチャンスを探すきっかけづくりにもご利用いただけます。

「日本政策金融公庫 インターネットビジネスマッチング」 https://match.jfc.go.jp/



ネットワーク構築支援 地域金融機関との連携

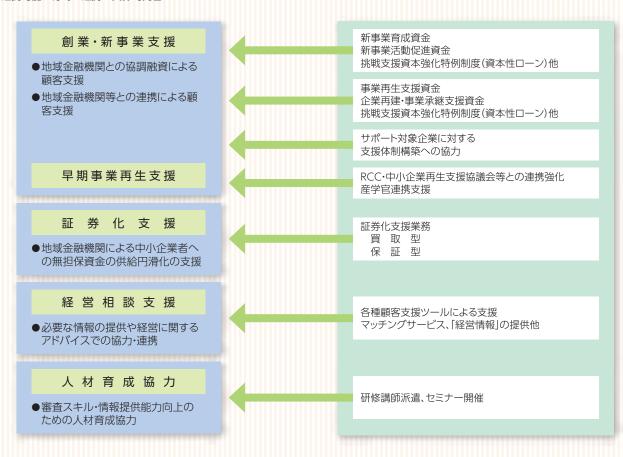
地域金融機関との連携を通じ、地域中小企業への金融円滑化に取り組んでいます。

400を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。具体的には、

再生案件や新規案件を中心に、地域金融機関と緊密な情報交換を行い、当事業の資本性ローンを活用した協調支援などに取り組んでいます。平成21年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、412行に及んでいます(平成25年3月31日現在)。

▼ 連携可能な分野と連携の具体的内容



⇒地域金融機関との連携実績

▼ 地域金融機関との具体的な連携内容(平成21年4月~平成25年3月)

	地域金融機関数 ^(注1)	融機関数 (注1) 連携実施金融機関数 連携実施割合		連携内容(延べ実施件数)		
	地 場立際(成) 美奴	数(注)) 連携実施金融機関数	建捞关加刮口 [貸付相談	情報支援	講師派遣協力等(注2)
地銀·第二地銀	103	103	100%	5,836	572	369
信用金庫	269	244	91%	2,001	328	405
信用組合	157	65	41%	199	14	17
合計	529	412	78%	8,036	914	791

⁽注1)沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

⁽注2)説明会、勉強会、研修講師派遣

資本性ローンを活用して、民間金融機関との協調融資による企業再建支援を推進

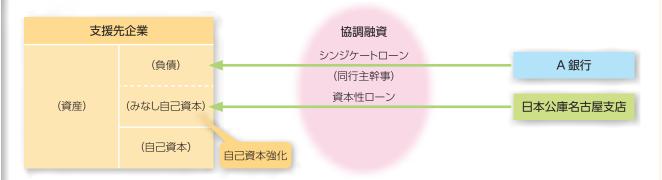
中小企業事業は、資本性ローン(「挑戦支援資本強化特例制度」)を活用し、民間金融機関と連携して協調融資を行うなど、経営再建中の企業の資金繰りと財務体質強化の支援を推進しています。

本特例による債務については、金融検査上自己資本と みなすことができ、また、法的倒産手続時は他の債務に劣 後するなどの特徴を有します。こうしたことから、本特例 の活用は、民間金融機関との協調融資の「呼び水」となる ため、経営再建を行う企業の資金調達の円滑化に繋がっ ています。

▼ 挑戦支援資本強化特例制度 (資本性ローン) の融資実績推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資社数	339社	450社	646社
金額	219億円	211億円	404億円

資本性ローンを活用した民間金融機関との協調融資事例



名古屋支店中小企業事業は、愛知県内の自動車部品製造業者に対して、資本性ローンを活用し、A銀行が主幹事となって組成したシンジケートローンとの協調融資を実施しました。

公庫の取組みは、A銀行からは「公庫の資本性ロー

ンが活用できれば、民間金融機関からの資金調達が 円滑化される。経営再建中の企業への支援などの面 で、今後も公庫との協調融資に取り組んでいきたい。」 (コーポレートファイナンス営業部)と高く評価されて います。

地元金融機関と共にビジネス商談会を開催

三行ビジネス商談会

日本公庫名古屋支店では、東海地区を拠点とする 十六銀行、名古屋銀行及び百五銀行との共催により、 各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「三 行ビジネス商談会」を開催しています。

同会では、参加企業の希望に基づき、「個別商談」の 面談企業を事前にセットするなど、活発な商談機会を 中小企業の皆さまに提供しています。

日本公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。



企業成長における中小企業事業の貢献

公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています。

約600社の取引企業が株式を公開

中小企業事業は、中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆さまの成長・発展を支援しています。これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる595社(注)となっております。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

特に、平成元年以降については、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は408社(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,375社(注)のうちの約3割を占めるに至っています。

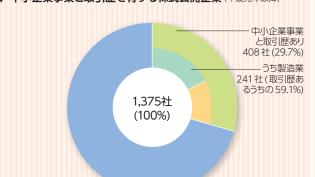
(注)社数は平成25年3月31日現在において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

▼ 中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業



(注)日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成25年3月31日現在。 農林・水産、金融・保険及び外国企業を除きます。

▼ 中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業 (平成元年以降)



公庫第一回取引から公開までの期間別内訳(平成元年以降)

業種	企業数	平均年数
製造業	241社	19年
物品販売業	83社	15年
サービス業	27社	15年
その他	57社	13年
合計	408社	17年

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛 和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典)2003年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

公庫のイノベーションTree

(中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業)

オーベクス 日本伸銅

サンケイ化学 オリエンタルチエン工業 油研工業 トーヨーアサノ フォスター電機 テクノ・セブン タカキタ シンニッタン サンケン電気 ヴィア・ホールディングス リズム時計工業宇野澤組鐵工所 NFKホールディングス 日本研紙 アジア航測

世紀東急工業

大真空 金下建設

モロゾフ チャーム

ゴールドウイン 日成ビルド工業

中央自動車工業 長府製作所 小野測器 デンヨー 技研興業

サンリツ 日本精機

ク 立川ブラインド工業 東京ソワール 日本精 シーイーシー 岩塚製菓 スターツ ディスコ —正蒲鉾 米久 ^選器 日特エンジニアリング カ村工藝社 テノック 商会 レーザーテック ファーストリテイリング

日置電機 宝印刷 ケンコーマヨネーズ 東和薬品 トーイン 焼津水産化学工業

田辺工業 アルプス物流 アシックス商事

日本ケミカルリサーチ

ヤマックス サンデー ヤスハラケミカル ディーエムエス

フェローテック 光彩工芸 タッミ 昭文社 エイケン工業 ミルボン ニチリョク 京写 グリーンクロス 協立電機 放電精密加工研究所 エスイー 日本電子材料 ハードオフコーポレーション

へ サトウ食品工業 - 一名・ 日本電子 1474 - イムラ封筒 - 不二精機 東京貴宝 - 石井表記 ダイサン 綜研化学 - イムラ封筒

原弘産 国際チャート 日本エスコン 国際計測器 第一化成 ダイコク電機 竹内製作所

サッポロドラッグストアー OSGコーポレーション ウイルコホールディングス 第一カッター興業 共立印刷 サイネックス フジコー クスリのアオキ 朝日インテック サンフロンティア不動産 ミマキエンジニアリング ランドビジネス 関門海 内外テック インテリックス アマガサ 誠建設工業 NDソフトウェア タ

データントピッポス 関い場 ドッパ・サブ インテックラス 業 NDソフトウェア タイセイ ジャパンベストレスキューシステム コーセーアールイー トラストパー フルヤ金属 オービス マルマエ ニックス ^{インスペック}アイディホーム オーシャンシステム

アゼアス イデアインターナショナル トリケミカル研究所

ハピネス・アンド・ディ

大泉製作所 パンチ工業 アジュバンコスメジャパン



公庫(中小企業事業)は、

```
日本製麻 東洋機械金属
    中国塗料
                         タダノ
              理研計器
       竜澤鉄工所 加藤製作所 セブンシーズホールディングス
                         スガイ化学工業
        有機合成薬品工業
                         東亜ディーケーケースーパーバッグ
        フリージア・マクロス
                                 ロブテックス
                                  酒井重工業
        カシオ計算機
ライラ
フタバ産業
                                        大紀アルミニウム工業所

満谷工業
   リンナイ福田組
                      アイチコーポレーショ
                              三和倉庫 知り上来 知多鋼業 浜松ホトニクス
                     日医工
      エステー ローム 亀田製菓
                                                         ハリマ化成グループ
    本電産 テクニカル電子 光ビジネスフォーム 日本開閉器工業
青山商事 理想科学工業 パウダーテック TASAKI 日本開閉器工業
島精機製作所 <ろがねや 小松ウオール工業 ヤマザキ 和弘食品 新川
   日本電産 テクニカル電子
                                          セキド・リーダー電子・光陽社
   カーメイト ユニデン 卑弥呼 カナモト ツツミ
   プロネクサス KIMOTO 朝日印刷 ワイエイシイ スペース タケダ機械 寿スピリッツ
        ヤマザワケーズホールディングスパラマウントベッドホールディングス
     コニシ 創健社 イリソ電子工業 マサル スーパーツール イチネンホールディングス
      ・ ヤマト・インダストリー ハリマ共和物産
福島印刷 サンワドー スズデン
                                                      ケミプロ化成
   福島印刷 サンワドー スズデン 竹田印刷 松田産業 東京カソード研究所 フナカ 新コスモス電機 パルステック工業 石井工作研究所 日本色材工業研究所 カネソウ メック 東洋合成工業 VTホールディングス 日本色材工業研究所 コナカ 新コスモス電機 パルステック工業 石井工作研究所 日本色材工業研究所 コナダイ 日本ミクロコーティング 夢みつけ隊 田中精密工業 麻生フオームクリート マルサンアイ 日本ミクロコーティング マルサンアイ 日本バウズイング マルサンアイ 鈴木 マニー 回本硝子 エバラ食品工業 ヒーハイスト精工 総合商研 大桑化学工業 シーエスアイ 新東 タクトホーム アクシーズ クリムゾン トランスジェニック マオ・グラス
                                         富士製薬工業
   東洋合成工業 V T ホールディングス
日本ミクロコーティング 夢みつけ隊
エー・アンド・ディ ギャバン 日本ハウズイング マルサンアイ
  エバラ食品工業 ヒーハイスト精工 総合商研
フジプレミアム コメ兵 MORESCO 扶桑化学工業
   コーセル 第一稀元素化学工業 ワッツ リバーエレテック
                                                トランスジェニック アオイ電子
                         ケンコーコム ウェルネット
                                                          グランディハウス
2005年 ホロン ファーストエスコ カネミツ アミタホールディングス
ホロン ケイティケイ 未来工業 アテクト 免疫生物研究
                                          免疫生物研究所 前田工繊 きちり
     ウィルアドテックエンジニアリング
                                     ビットアイル
                  大和コンピュー
         SEMITEC
                                       アイ・ケイ・ケイ ショーエイコーポレーション
   ありがとうサービス
                    東洋ドライルーブ 阿波製紙 五洋食品産業 大光
日本コンセプト エストラスト ウォーターダイレクト
         モブキャスト
        三協立山
```

企業の成長・発展を支援

(注)1 中小企業事業と取引歴のある株式公開企業595社のうち、 企業名掲載の応諾を得た企業を掲載(2013年6月時点) 2 文字のサイズは、売上規模に応じて3段階に設定

融資業務

高度化する時代の要請に"多様な融資"で対応しています。

資金の特徴

- ◇最長20年の長期でご利用いただけます。
- ◇固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ◇国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- ◇すべての直接貸付において、無担保貸付をご利用いた だけます。
- ◇すべての直接貸付において、一定の要件のもとで、経 営責任者の方の個人保証を不要とする特例をご利用い
- ただけます。また、一定の要件のもとで、経営責任者 の方の保証債務の発生が猶予される特例もご利用い ただけます。
- ◇中小企業の皆さまの財務体質の強化を目的に、一定の 要件のもとで、資本性資金を供給する挑戦支援資本強 化特例制度をご利用いただけます。
- ◇ベンチャー支援を目的に、一定の要件のもとで、新株 予約権の取得による資金供給を行っています。

対象業種と対象規模

中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです(※の業種を除く)。

対象業種	対象規模(注1)
製造業 ^(注2) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^(注3)	資本金5千万円以下または従業員100人以下

- (注1)資本金または従業員のいずれか(個人事業者の方は従業員)が該当すれば、ご利用いただけます。
- (注2)製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下です。
- (注3)サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下です。

※次の業種の方は中小企業事業の融資などの対象にはなりません(詳しくは窓口でご確認ください)。

- ●農業
- ●林業
- ●漁業
- ●金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)
- ●不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業
- ●非営利団体
- ●一部の風俗営業
- ●公序良俗に反するもの
- ●投機的なもの など

ご利用手続きの概要

中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

●直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の中小企業事業の支店で取り扱います。また、経営課題解決の支援も行っています。

▼ お申込みの方法と手順(直接貸付)



→代理貸付

中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本・支店

を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約な どの手続きは代理店が行います。

(注)代理店数は、488代理店(平成25年3月31日現在)です。

特別貸付

中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していく ために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。 特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、 その時々の政策的課題や中小企業の皆さまのニーズに応 じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、起業家の再チャレンジを支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」、経営革新、新連携及び

地域資源の活用への取組みを支援する「新事業活動促進 資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援 する「企業活力強化資金」などをご用意しています。

また、中小企業の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生及び事業承継を支援する「企業再生貸付」、東日本大震災による被害からの復興を支援する「東日本大震災復興特別貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

争主な制度

▼ 新企業育成貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 ^(注)	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円	(設備) 15年 (運転) 7年
女性、若者/シニア起業家支援資金	女性、若年者(30歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の方	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
再チャレンジ支援融資 ^(注) (再挑戦支援資金)	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円 3億円(別枠)	(設備) 20年 (運転) 15年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けた プロジェクトに係る連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び 「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓等を行おうとする方であって、自ら事業計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年

⁽注)直接貸付のみの取扱いとなります。

▼ 企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業等で特定の設備投資を行う方及びもの づくり基盤技術の高度化を図る方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
IT活用促進資金	IT (情報技術) の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
海外展開資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
地域活性化·雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、 地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
中小企業会計活用強化資金	「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年

▼ 環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

▼ セーフティネット貸付

資金名	資金名 ご利用いただける方(概要)		融資期間(最長)	
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 8年	
金融環境変化対応資金(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	別枠 3億円	(設備) 15年 (運転) 8年	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	別枠 1億5千万円	(運転) 8年	

⁽注)直接貸付のみの取扱いとなります。

▼ 企業再生貸付

資金名	資金名 ご利用いただける方(概要)		融資期間(最長)	
事業再生支援資金 ^(注)	〈アーリーDIP〉 民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前の方	7億2千万円	1年	
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など	7 1息 2 十月	(設備) 10年 (運転) 5年	
企業再建·事業承継支援資金 ^(注)	経営改善または経営再建等に取り組む方		(設備) 20年 (運転) 15年	
	倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業 継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化 を図るため自己株式を取得する方など		(設備) 15年 (運転) 7年	

⁽注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

▼ 東日本大震災復興特別貸付

資金名	資金名 ご利用いただける方(概要)		融資期間(最長)	
東日本大震災復興特別貸付 ^(注)	東日本大震災の被害を受けた方	7億2千万円(別枠) 3億円(別枠)	(設備) 20年 (運転) 15年	

⁽注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

◇上記の他、災害復旧貸付の融資制度があります。

具体的な適用要件や特別利率など、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

会 不動産担保に過度に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権なども担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。

→保証人特例制度

中小企業事業では、所定の特約を遵守することにより、保証人を免除する「保証人免除特例」、保証債務の発生を猶予する「保証人猶予特例」を整備し、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただける方	直接貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し 等についての審査が必要となります。)	直接貸付を利用される方で、特別貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(保証人免除)融資にあたり、経営責任者の方の個人保証が免除されます。 (利 率)保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乗せされます ^(注) 。	(保証人猶予)融資にあたり、定期的な経営状況の報告等一定 の特約を遵守することを条件に経営責任者の 方の個人保証が猶予されます。 (利 率)保証人猶予を受けた融資については、0.1%が 上乗せされます ^(注) 。
特記事項	◆中小企業事業が適切と認める財務制限条項(純資産額の維持等)を含む特約を締結していただきます。	◆中小企業事業が適切と認める特約を締結していただきます。

⁽注)新企業育成貸付(一部の資金を除く)を利用したことがある方は、一定の条件を満たすことを条件に、本制度の貸付利率が免除される場合があります。

資本性ローン・劣後ローン

中小企業事業では、平成20年度から新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特例制度」(資本

性ローン)を、平成23年度から「震災復興支援資本強化特例」を、平成24年度から「海外展開型劣後ローン特例」を導入しました。

◆挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

ご利用いただける方	直接貸付において、新企業育成貸付または企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。)			
特例の内容	利用限度	1社あたり3億円		
	利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、3区分の利率が適用されます。 再生型 融資期間15年:6.35%、4.40%、0.40% 融資期間10年:6.25%、4.30%、0.40% 融資期間 7年:6.20%、4.25%、0.40% 新事業型 融資期間15年:6.30%、4.55%、0.40% 融資期間10年:6.00%、4.30%、0.40% 融資期間 7年:5.65%、4.05%、0.40%		
	融資期間	15年・10年または7年(期限一括償還)		
	担保·保証人	無担保·無保証人		
	その他	◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。		
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。			

→震災復興支援資本強化特例

ご利用いただける方	東日本大震災復興特別貸付制度(震災直接被害関連)を利用する方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要となります。)			
	利用限度	既往残高にかかわらず7億2千万円		
	利率	付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、3.60%、0.40%の2区分の利率が適用されます。		
特約の内容	貸付期間	10年		
	その他	本特例による債務については、法的倒産手続きの決定が裁判所によってなされた場合、すべての債務に(償還順位が同等以下とされているものを除く)劣後します。		
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。◆四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。			

⇒海外展開型劣後ローン特例

ご利用いただける方	企業活力強化貸付制度のうち、海外展開資金を利用する方で、海外企業に対する出資金を資金使途とする方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要となります。)		
特約の内容	利用限度	1貸付先あたり2億円	
	利率	貸付期間7年の場合3.15%または4.20%、貸付期間10年の場合3.40%または4.35%、貸付期間15年の場合3.80%または4.50%	
	貸付期間	15年、10年または7年	
	その他	本特例による債務については、法的倒産手続きの決定が裁判所によってなされた場合、すべての債務に(償還順位が同等以下とされているものを除く)劣後します。	
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。		

公庫融資借換特例制度

ご利用いただける方	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付制度または企業 再生貸付制度の企業再建、事業承継支援資金を利用する方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企 業事業の審査が必要になります。)			
	資金使途	既往公庫融資の借換資金を含みます。		
特例の内容	利率	◆ただし、借換部分については 加重平均金利を適用します。 一定の要件に該当する場合は 利や貸付利率の控除が適用で	◆ 適用した特別貸付制度に定める利率 ◆ ただし、借換部分については、借換対象の貸付□の加重平均金利 ^(注) が融資時の基準利率を上回る場合は、加重平均金利を適用します。 一定の要件に該当する場合は、適用利率をもとに計算した加重平均金利、適用した特別貸付制度の上限金利や貸付利率の控除が適用されます。 (注)金銭消費貸借契約証書上の利率をもとに計算(平成23年4月1日以降は条件違反時利率)。	
	融資期間	セーフティネット貸付制度 東日本大震災復興特別貸付	8年以内(うち据置期間原則1ヶ月以内)	
		企業再生貸付制度	15年以内(うち据置期間原則1ヶ月以内)	
特記事項	◆原則として、既往公庫融資の借換のほか、新規融資の利用が必要です。 ◆既往の融資については一部借換の対象にできないものもあります。 ◆借換部分に対する融資金額は、借換対象口ごとに10万円未満の端数を切り捨てた金額となります。 ◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。			

5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

◆5年経過ごと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

∌期限前弁済手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部または一部を 返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいた だきます。

(注)中小企業事業の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限 前の返済はできません。

貸付債権・社債の証券化(自己型)

中小企業事業では、平成16年7月から、CLO(ローン 担保証券:貸付債権を裏付けとする資産担保証券)、CBO (債券担保証券:社債を裏付けとする資産担保証券)の発 行を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金 供給を行っています。

信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの 資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- ◇政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- ◇経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を 図っています。
- ◇急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

▶保険の引受け

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小企業事業は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

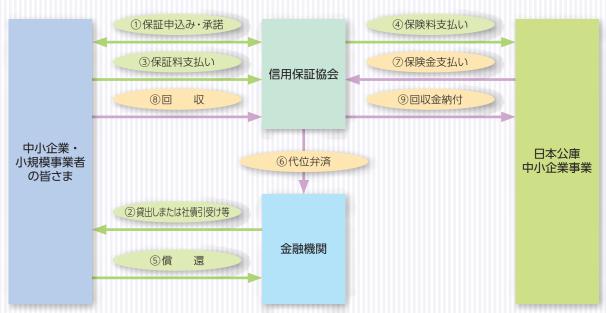
▶保険金の支払い

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関に借入金の返済または社債の償還などができなくなったときは、信用保証協会は中小企業・小規模事業者の皆さまに代わって金融機関に弁済(代位弁済)します。この弁済を保険事故として、中小企業事業は信用保証協会に対して保険金(代位弁済額の70%、80%または90%)を支払います。

▶回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁 済により取得した求償権の回収に努め、その回収があった ときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小企業 事業に納付します。

▼ 信用補完制度の流れ



(注)① \sim ⑤は、保証申込みから償還までの流れを示しています。⑥ \sim ⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

→一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%~1.69%(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.25%~1.69% ^(注5)
特別小口保険	小規模企業者(注2)	事業資金(無担保·無保証)	1,250万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
事業再生保険	再生中小企業者(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
特定社債保険	中小企業者 ^(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.25%~1.69%(注5)
特定支払契約保険	中小企業者	特定支払債務	10億円	70%	0.25%~1.69%(注5)

- (注1)資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業などは政令で定める人数)以下の会社及び個人、中小企業等協同組合などであって特定事業を行うものをいいます(特定社債保険を除く)。
- (注2)従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人、事業協同小組合であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。
- (注3)普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続または会社更生手続の申立てから計画認可の決定が確定した後3年を経過していないものをいいます。
- (注4)資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下または従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業などは政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注5)中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

⇒特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成25年7月31日現在、33種類の特例措置が設けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの緊急の資金調達を支援しています。

信用保証協会に対する貸付

中小企業事業は、信用保証協会に対する貸付を行い、 信用保証協会が当事業からの借入金を地方公共団体から の借入金などとともに金融機関に預託することにより、金 融機関による中小企業・小規模事業者の皆さまに対する 信用保証付き貸出しの促進などを図ることとしています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用 保険の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用 保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取 引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている 中堅企業の皆さまの資金調達をバックアップしています。

機械保険経過業務

平成15年4月、機械類信用保険法が廃止されたことに 伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを 停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保

険金の支払い、回収金の収納などの業務 (機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業の皆さまへの無担保資金の 円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

- ◇証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小 企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業 の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- ◇中小企業事業が信用リスク、審査、証券化事務などを
- 適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- ◇中小企業CLOの組成により、証券化市場の育成・発展 に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小企業事業が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS契約 (注) を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、

単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業の 皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注) クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスク のみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務(ここでは中小企業 の皆さま向け無担保貸付)にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容に より、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対 価として相手方から保険料(プレミアム)を受け取る契約。

▼ 証券化支援業務 [買取型(シンセティック方式)] の仕組み

日本公庫が案件組成全体をコーディネート



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による 中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、中小 企業事業が部分保証(上限7割)を行う、または証券化商 品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減 し、民間金融機関等が自ら行う中小企業の皆さま向けの 貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

▼ 証券化支援業務 [保証型] の仕組み



売掛金債権証券化等

売掛金債権証券化等は、民間金融機関等による特別目 的会社への貸付債権に対して中小企業事業が保証を付す ことや、当事業が特別目的会社向けの貸付を行うことなど により、民間金融機関等が行う中小企業の皆さま(納入企業)の売掛金債権の証券化等を支援・促進するものです。

▼ 証券化支援業務(売掛金債権証券化等)の仕組み



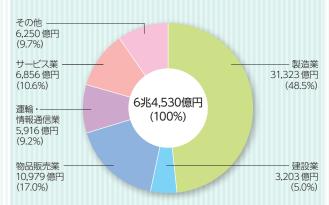
(注)一定の事業会社を含みます。

⇒融資業務の状況



(注) 平成13年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。

▼ 業種別の融資残高 (平成24年度末)



(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び 投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

▼ 設備・運転資金別の融資残高 (平成24年度末)



(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び 投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)



(注) 平成13年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

▼ 地域別の融資残高 (平成24年度末)



(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び 投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

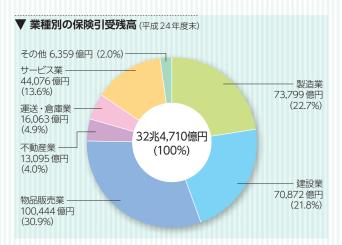
▼ (参考) 中小企業向け融資残高に占める日本公庫の割合 (平成24年度末)

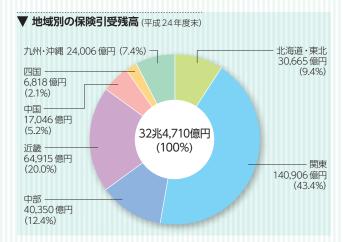


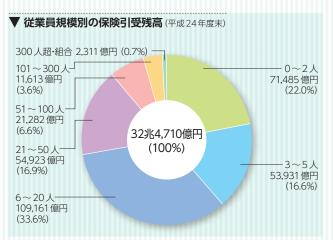
(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

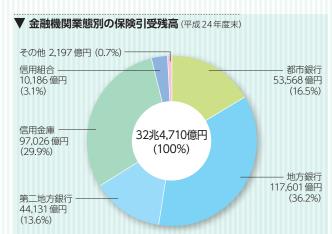
- (注) ●日本公庫中小企業事業の融資残高は、総融資残高から設備貸与機関貸付及 び投資育成会社貸付を除いたものです。
 - ●日本公庫国民生活事業の貸付残高は、普通貸付と生活衛生貸付の合計としています。
 - ●商工中金の貸付残高には、オフショア勘定にかかる貸出金及び信用組合代理 貸を含みません。
 - ●民間金融機関の貸付残高は、都銀等、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫の合計で、信用組合等を含みません。

♦ 信用保険業務の状況(中小企業信用保険)

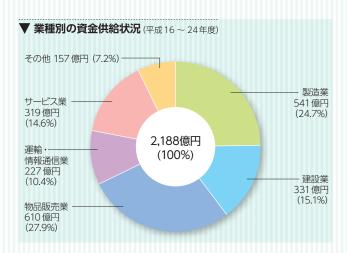


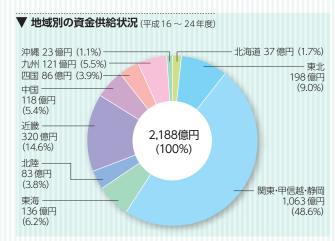






⇒証券化支援業務の状況

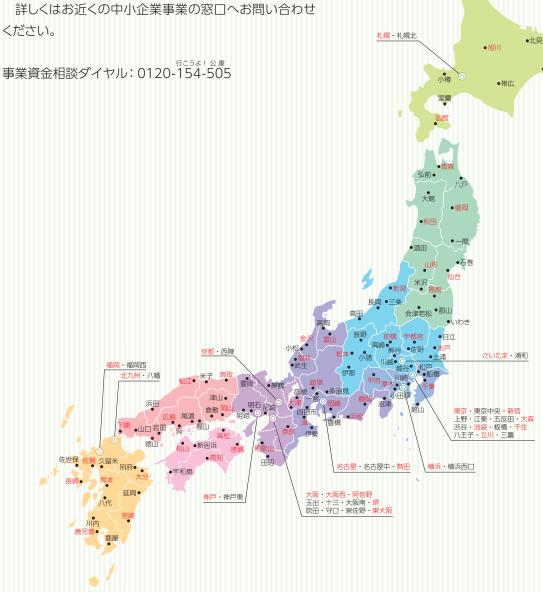




日本公庫中小企業事業では、以下の支店(赤文字)でご 融資の相談を承っているほか、事業資金相談ダイヤルに おいても電話相談を承っています。

また、それ以外の支店(黒文字)でも、中小企業事業の 専門職員が定期的に出張するなど融資制度の情報提供を 行っています。

詳しくはお近くの中小企業事業の窓口へお問い合わせ ください。



※ 赤文字は、中小企業事業の専門職員が常駐する支店(平成25年7月現在)

バンコク駐在員事務所: (連絡先)66-2-252-5496 上海駐在員事務所: (連絡先)86-21-6275-8908

日本政策金融公庫